

令和4年度 第1回 富士見市下水道事業審議会 会議録

会議日時	令和4年11月22日(火)	開会	午後1時30分		
		閉会	午後3時00分		
会議場所	富士見市立中央図書館2階集会室				
出席者数	委員定数10名中 出席者9名				
出席者	委員	会長	笠原 勤	委員	関本 忠男
		職務代理	清野 善雄	委員	森 真樹子
		委員	大原 仁	委員	八木橋 覚
		委員	加治 早苗	委員	米倉 亜希子
		委員	関根 弘子		
	幹事	建設部長 森田 善廣			
市職員 (事務局)	森田建設部長、浅見下水道課長、西條副課長、深瀬副課長 小笠原主査、初澤主査、篠崎主任				
欠席委員	新井 稔	傍聴者	0名		
議長	笠原 勤	書記	初澤 祐介		

会 議 事 項

<審議会>

1 開 会 森田幹事

2 市長あいさつ 星野市長

市長が諮問書を朗読し、会長へ渡す。

(市長退席)

議長あいさつ 笠原会長

事務局より、審議会委員が10名のうち9名出席し、富士見市下水道事業審議会条例(以下「審議会条例」という。)第7条第2項に定める過半数に達したことから審議会が成立した旨を報告。

3 会議録署名委員の選出

議長より、会議録署名委員の選出について諮り、議長一任で承認を得る。

議長が「関根委員」及び「清野委員」を指名。

4 会議の公開・非公開の決定

事務局より、審議会は富士見市情報公開条例第24条の規定に基づき、原則公開。

同条各号に該当する場合のみ、非公開とすることができる。本日の議事は、非公開に該当する事項がない旨を報告。

議長より、会議の公開・非公開の決定について諮り、公開となる。

※ 傍聴者なし

5 議 事

(1) 諮問事項(公共下水道整備計画の変更案について)

事務局より、公共下水道整備計画の変更案(以下「変更案」という。)の概要について説明。

(質疑応答)

会 議 事 項

質疑： 公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の違いは何か？

応答： 整備目的が異なる。公共下水道事業の目的は、市街化区域における都市の健全な発展や公衆衛生の向上等であるのに対し、特定環境保全公共下水道事業の目的は、市街化調整区域（南畑・東大久保等）における自然環境の保全等です。

質疑： 今回の変更案には、特定環境保全公共下水道事業は含まれるのか？

応答： 含まれている。

質疑： 処理分区界の変更とあるが、処理分区とは何か？

処理分区としてエリア分けすることに、どのような意味があるのか？

応答： 汚水の区域を処理場別に分けたものを処理区と言う。また、処理区内の各々の汚水幹線が受け持つエリアを処理分区と言い、汚水の行き先が異なっている。

今回、上南畑地区産業団地（以下「産業団地」という。）の整備を見据え処理分区界を変えることで、産業団地の汚水の行き先を全て川越方面に集約する。

質疑： 産業団地について、雨水の逃げ場が無いとのことで近隣住民から議会へ請願が出ているかと思うが、雨水処理についてどのように考えているのか？

応答： 産業団地の雨水処理については、埼玉県土地利用造成の際の基準に沿い、各敷地や区域に雨水を貯める施設を設け、適切に処理すると聞いている。下水道課は所管では無いため詳細は分からないが、今回の変更案とは別の規則で、適切に対応していくものと考えられる。

会長： 産業団地の雨水処理については、これまで議会で様々な議論があり、その結果地区内に流出が増えないような貯留機能を持たせることとなった。都市計画審議会においても、様々な意見があったものの了承を得て、上南畑地区の地区計画を定めた経緯がある。

質疑： 産業団地予定地の北側に大きな園芸屋がある。産業団地を整備するに当たり、

会 議 事 項

雨水を処理する場所等、事前に地元調整はしているのか？

応答： 産業団地との接続部分について、下水道課は所管ではないため詳細は分からないが、今後、埼玉県企業局と市の所管課が地元の方と協議すると考える。

質疑： 産業団地は、特定環境保全公共下水道事業のエリアか？

応答： 特定環境保全公共下水道事業のエリアです。

質疑： 今回の諮問とは別物と認識しているが教えてほしい。昭和49年に事業着手後48年経過している。管渠の耐用年数は50年と聞いているが、更新のピークはいつ頃になりそうなのか？

応答： 耐用年数は50年と認識している。今後、50年を過ぎた管渠からできる限り国の交付金を活用し、順次更新していきたいと考える。数年前から、更新や延命化を見据えたカメラ調査を実施しており、今年度より更新工事を発注していく。今後、事業を徐々に整備から更新へ移行していく予定です。

質疑： 大まかで構わないが、更新費用のピークはいつ頃になるのか？将来、交付金が減らされた場合、その負担が富士見市へ大きく押し掛かることを懸念している。下水道は一番重要なライフライン。下水道が更新時期に差し掛かっている旨を、市民へ周知した方が良いのではないかと？

応答： 具体的なピークがいつかは分からないが、事業当初は、みずほ台区画整理等、市街化区域から整備してきた。現状、下水道の改築計画として、ストックマネジメント計画を策定しており、今後主要な箇所から計画的に改築や修繕を行う。また、更新費用については、計画の中でできる限り平準化して行うよう定めている。

質疑： 富士見市は、公共施設等総合管理計画を策定しているか？

応答： 策定している。

会 議 事 項

質疑： 事業期間について、令和7年度まで延伸することとしているが、追加分だけで伸ばすのか？それとも、他も含めて伸ばすのか？

応答： 追加分だけでなく、他も含めて延伸する。下水道事業には、工事だけでなく維持管理等も含まれている。

質疑： 区域拡大に伴い、2年伸ばすものなのか？

応答： 下水道事業の延伸期間と区域拡大の整備期間は、一致していない。今回は上位計画に当たる埼玉県の計画が、令和7年度まで伸ばす予定のため、延伸するものです。

質疑： 富士見市の下水道使用料は、上水道料金に上乗せされているのか？下水道へ接続したのち、上水道料金の単価が上がる仕組みなのか？

応答： 上水道と下水道は、別々の料金体系を持っており、上水道の使用量が下水道の排除量となる。各々の単価に基づき、計算されている。納付方法としては、一緒に納めていただいております、下水道に接続すれば納付額は上がることになる。

会長： 区域外流入に関する都市計画決定の在り方について、気になった点がある。都市施設の都市計画決定は、基本20年後を見据えて行うものである。しかしながら、区域外流入に伴う下水道区域拡大の都市計画変更は、余りにも事業に寄りすぎている。区域外流入が出る度に、敷地単位の都市計画決定をバラバラとすべきなのか。技術基準は無いが、20年後を見据えた区域設定になっていないことから、好ましくないと考える。解決策があるか分からないが、もし区域外流入が予想されるのであれば、敷地単位ではなく、もう少し纏まった形で都市計画決定をすべきではないか。なお、事業計画の変更は敷地単位で問題ない。今回の諮問はこれで問題ないが、この先の区域外流入に関する都市計画決定の在り方について、どう対応すべきか考えてほしい、というのが私の意見です。

会 議 事 項

(質 疑 終 了)

議長より、変更案について諮り、全員賛成により可決となる。

また議長より、答申書に記載する意見・要望について諮り、素案を提出。

(休 憩)

これまでの意見を踏まえ、会長と事務局で協議し、意見・要望（案）を作成。

事務局より、答申書に記載する意見・要望（案）を口頭にて報告。

意見・要望（案）

①今後の公共下水道事業のストックマネジメントを十分に検討すること。

②今後も予想される区域外流入について、都市計画の区域設定等の在り方について十分に検討すること。

議長より、答申書（案）について諮り、全員賛成により可決となる。

(2) その他（今後の予定等）

事務局より、令和5年度審議会の審議内容について説明。

・次回審議内容：受益者負担金及び防災・安全交付金の事後評価の諮問

※開催日等は未定

6 閉 会 森 田 幹 事